

別表

要綱	減免事由	適用範囲	減免割合			添付書類	備考	
			火災の程度	一部焼失	全焼			
2条1号	火災によるもの	住宅又は家財等の損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が、その住宅又は家財等の価格の10分の3以上で、前年の合計所得額が1000万円以下の世帯 ※旧国保被保険者を含める	前年の合計所得額			被災証明書、その他損害額を証明する書類	減免事由発生月以降最大6箇月間に係る保険料相当額について減額	
			500万円以下	50%	全部			
			750万円以下	25%	50%			
			750万円を超えるとき	13%	25%			
2条1号	火災以外の災害等によるもの	住宅又は家財等の損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が、その住宅又は家財等の価格の10分の3以上で、前年の合計所得額が1000万円以下の世帯 ※床上浸水の場合、損害の金額は10分の3とみなす。 ※旧国保被保険者を含める	前年の合計所得額	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上	被災証明書、その他損害額を証明する書類	減免事由発生月以降最大6箇月間に係る保険料相当額について減額	
			500万円以下	50%	全部			
			750万円以下	25%	50%			
			750万円を超えるとき	13%	25%			
2条2号	死亡・疾病・失職等によるもの	当該年の所得見積額が、前年の所得の2分の1以下に減少し、かつ、前年中の合計所得金額が、700万円以下の世帯 ※所得見込額については、世帯の中で18歳以上の者の所得減少で判断する。 ※旧国保被保険者を含める	前年の合計所得額	10分の5以上 10分の7未満	10分の7以上 10分の9未満	10分の9以上	医師の診断書、廃業届の証明願、開廃業等届出書、民生委員の証明書、給与明細書、雇用保険受給資格者証等	減免事由発生により、所得の減少があったと認められる期間に係る保険料
			300万円以下	34%	50%	全部		
			500万円以下	25%	34%	50%		
			500万円を超えるとき	20%	25%	34%		
			※減免割合は、所得割額について適用する					
2条3号	児童扶養手当受給・心身障害者世帯等	保険料負担が困難な世帯で前年中の合計所得額が500万円以下の世帯 ※旧国保被保険者を含める	前年の合計所得額	応能割額に対する割合		児童扶養手当書 重度障害者医療受給者証 精神障害者保健福祉手帳 特定疾患医療受給者証 特定医療費(指定難病)受給者証 小児慢性特定医療費医療受給者証		
				2割軽減該当無し	2割軽減該当			
			300万円以下	50%	40%			
			400万円以下	25%	15%			
	500万円以下	17%	10%					

別表

要綱	減免事由	適用範囲	減免割合		添付書類	備考
2条4号	生活保護受給開始世帯	納付義務者が生活保護法の適用を受けることとなった世帯で現年賦課分の未納保険料のあるもの	現年賦課分保険料から既に納付している保険料を除いた保険料全額		生活保護開始決定通知書等	
2条5号	譲渡所得のあるもの	世帯主・被保険者が所有している家屋及び土地の譲渡所得	当該譲渡所得に係る所得割額から実質譲渡所得の金額に対応する所得割額を差し引いた額		債務の返済に係る領収書契約書等	
2条6号	給付制限のあるもの	日本国外にあるとき又は少年院・刑務所その他これらに準ずる施設に収容・拘禁されているとき	当該被保険者の給付制限期間(終月を除く)に係る賦課保険料相当額。ただし、平等割額は、一人世帯についてのみ減免の対象とする。		旅券、在所(監)証明書等	
2条7号	医療費支払額が多額	被保険者が医療費控除を申告しており、世帯の前年中の合計収入に対する医療費控除の対象となった医療費支払額の割合が4割を超えるもの ※旧国保被保険者を含める	前年所得の確定申告において医療費控除対象となった医療費支払額に34%を乗じて得た額を医療費控除の申告者の所得から控除して所得割額を算出する。ただし、その者にかかる減額前の所得割額を限度とする。 ※減免割合は、所得割額について適用する		確定申告書の控	
2条8号	土地・家屋の所有者でないことが明らかな者	裁判もしくは審判の確定又は調停の成立により固定資産税の賦課期日において所有者でないことが明らかな土地又は家屋に賦課された資産割額があるもの	当該資産割全額		判決書及びその確定証明書と名寄帳の写 審判書及びその確定証明書と名寄帳の写 調停調書と名寄帳の写	
2条9号	満18歳未満の被保険者が属する低所得世帯	世帯の状況を調査の結果、保険料の支払いが困難であると認められる低所得世帯 ※低所得世帯とは、世帯の所得が概ね国民健康保険法施行令第29条の7第5項第1号に規定する保険料の減額賦課に該当する程度である世帯	満18歳未満の被保険者の当該年度に係る均等割相当額を減免 ※満18歳未満の被保険者とは当該年度4月1日現在、満18歳に満たない被保険者		生活状況がわかる書類(聞き取りにより把握できる場合は聞き取り調書)	年度途中で満18歳未満のものが加入する場合、加入時の世帯の状況により判定する
2条10号	ウクライナ避難民	避難を目的としてウクライナから日本に在留を許可されているもの ただし、前年の世帯の合計所得が1,000万円以下であること ※旧国保被保険者を含める	前年の世帯の合計所得額	減免割合	査証(ウクライナ避難民と記載のあるもの)	ウクライナ避難民として在留を許可された期間に係る令和4年度及び令和5年度保険料について減額
		500万円以下	全部			
		750万円以下	50%			
		750万円を超えるとき	25%			
※平等割額は、避難民だけで構成される世帯についてのみ減免の対象とする						